	会	議	録			
	第3回和光市子ども	子育て支援会	議施設認可部会及で	Ĭ.		
第5回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会						
開催年月日	• 召集時刻 平成	30年 8月:	28日 午後7時	Ê		
開催場所 和光市役所 603会議室(6階)						
開催時刻	後7時00分	閉会時刻	午後7時50分	7		
出	席委員		事務局	j		
小川 晶		子どもあ	んしん部長	喜名 明子		
田口 國雄		子どもあんしん部と	欠長兼保育サポート課長	大野 久芳		
大野 裕之		子どもあんしん	ん部保育施設課長	平川 京子		
宇部 章子		保育サポート	課主幹兼課長補佐	中野陽介		
		保育施設課長補佐熟	兼事業管理担当統括主査	上原 健二		
		保育施設課施設	设整備担当統括主査	山口 元輝		
		保育施設課事	業管理担当主任	今野 陽子		
		保育施設課施	1設整備担当主事	加藤 史康		
		保育施設課施	1設整備担当主事	山崎 美香		
		保育施設サポート	課支給認定担当主任	堀井 将平		
		保育施設サポート	、課支給認定担当主事	齊藤 哲也		
		席委員				
木村 大輔 委員						
傍聴の無し						
備						
考						
会議録作成者氏名 今野 陽子						

会 議 内 容

事務局(上原)

恐れ入りますが、事務局より開会前に資料の確認をさせていただきます。

【当日配付資料】

- ・次第
- ・資料1 事業所内保育事業施設の認可・確認について
- ・資料2-1 和光市保育の必要性の認定に関する条例
- ・資料2-2 和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則(改正案)
- ・資料2-3 保育士の子の優先入所
- ・資料2-4 (参考)「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」
- ・資料2-5和光市民に対する配慮

また、机上に和光市子ども・子育て支援事業計画を置かせていただきましたが会議終了後は回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。資料の不足がございましたら、お知らせください。

議事に入らせていただく前に本部会の開催趣旨について説明をいたします。まずはじめに、施設認可部会では市内で初めての設置となります事業所内保育事業「さいたま保育園」の平成30年10月1日開所予定として認可・確認申請が提出されましたことから当該事業の認可・確認についてのご意見を、基準検討部会では、「和光市保育の必要性に関する条例施行規則」の改正についてご意見を賜りたいと思います。

委員の皆様におかれましては、施設認可部会、基準検討部会、保育料検 討部会を兼任なされていますので、併せて開催させていただくものでござ います。

また会議は公開となりますので、審議につきましては後日和光市ホームページで会議録として公開されます。会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。発言の際には、お名前をおっしゃってくださいますようお願いいたします。

それでは議事進行は、和光市子ども・子育て支援条例第7条の規定に従いまして、部会長であられます小川先生よろしくお願いいたします。

小川部会長

それでは、第3回施設認可部会並びに第5回基準検討部会を併せて開催いたします。始めに、和光市子ども・子育て支援会議条例の規定により委員の過半数が出席が必要となります。本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局(上原)

木村委員が欠席しており、5名中4名の出席となっております。過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

小川部会長

ありがとうございました。それでは、事務局から報告していただいたと おり、会議は成立しておりますので、続いて議事録署名人を指名させてい ただきます。名簿順で田口委員と宇部委員、よろしくお願いいたします。

では議題に入る前に過日、平成30年3月31日付「子ども・子育て支援 法施行令」の改正に伴い、1号認定の利用者負担額の改正を行う旨を文書 で承認したところでございますが、この件について改めて事務局から報告 があります。

事務局 (大野)

3月31日付「子ども・子育て支援法施行令」の改正に伴い、和光市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所の利用者負担額に関する条例、いわゆる保育料条例の改正案を平成30年6月議会に上程し、可決いただきました。この改正について保育料検討部会の委員の皆様から承認をいただきましたが、この場で改めてご報告いたします。

まず施行令の改正内容は、新制度の幼稚園に通園する1号認定子どもの第3階層(年収360万円以下の世帯)の利用者負担額について平成30年4月に遡り、14,100円から10,100円に減額し実施しております。改正の経緯は、施行令改正が平成30年3月31日付で公布されました。改正対象者に係る保育料見直しのため6月議会に条例を提出する必要があり、速やかな取りまとめを要したことから、保育料検討部会開催を本来すべきところ委員の皆様の署名をいただき、部会開催に代えさせていただきました。部会長及び部会委員の皆様には4月13日付通知において改正に係る説明、承認依頼を行いその後、承認書を委員全員の皆様から頂戴いたしました。これにより6月議会に提出、審議のうえ可決されました。

改正対象については、対象者本人及び在籍園への連絡を終え、現在保育 料の還付調整作業の準備を行っています、報告は以上です。

小川部会長

ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議題に入ります。一つ目の議題は「事業内保育事業における 認可・確認」の承認についてです。事務局から説明をお願いいたします。

山口(事務局)

それでは資料1をご覧ください。今回認可・確認につきましては、「和光 市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し後に計上しております、事 業所内保育事業所において設置者の埼玉病院から当該事業の認可・確認の 提出がありました。現状、認可外保育事業所として運営されておりますが、 平成30年10月1日から地域枠を設定した事業認可の申請がありました。 利用定員の設定は、和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例第48条の規定により、事業者が市長による協議により定め、 同条例施行規則第9条の規定により、地域枠の設定は50人定員では12人 以上の設定を求めていることとなっています。

「和光市子ども・子育で支援事業計画」では、事業所内保育事業所における地域枠として埼玉病院を想定し、平成31年度に0歳児を2人、1歳児を4人、2歳児を4人と計上しておりましたが、和光市において1歳児の待機児童を多く抱える状況から設置者と協議を行い、1・2歳児各8人ずつの計16人の地域枠の申請となりました。

それでは施設詳細についてご説明いたします。さいたま保育園は、和光市諏訪2番1号地内に鉄骨造2階建て定員50人、0歳児6人、1歳児18人、2歳児26人の申請となります。そのうち地域枠設定は、1歳児8人、2歳児8人の計16人です。残り34人が従業員枠となります。設置者は、独立行政法人国立病院機構埼玉病院、運営者は隣接地で民設民営保育所である諏訪ひかり保育園を運営しております社会福祉法人豊友会となります。

主な認可基準の設備では乳児室、保育室、調理設備等は、基準を満たしております。屋外遊戯場は敷地内に園庭を設置し、必要面積を確保しています。給食室を設置し自園調理による提供、その他職員は選任の施設長を含む25人体制で、保育士19人の他、保育補助者、栄養士、調理員、嘱託医、嘱託歯科医を配置しております。以上で説明を終わります。

小川部会長

事務局からの説明が終わりましたので、検討に移ります。ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

田口委員

地域枠の中には0歳児は想定されていないのでしょうか。

山口(事務局)

中間見直し後の「和光市子ども・子育て支援事業計画」では、0歳児2人、1歳児4人、2歳児4人の10人を想定していました。今年度4月の状況から0歳児入所がかなり余り、多数の1歳児待機児童を抱えた状況でした。和光市としては、1歳児入所枠をより多く提供したい旨を事業者と検討し、1歳児・2歳児限定し各8人枠の設定の交渉し、了承いただきました。

田口委員 0歳児は充足しているとのことですね。 山口(事務局) 現状ではそうです。 田口委員 分かりました。 今回の見直しにより、計画の需要と供給のズレがあると思います。補正 大野委員 や見直しは具体的な手続きは、いつになるのでしょうか。 山口(事務局) こちらの計画期間は平成31年度までとなり平成32年度からの第2期和 光市子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、保育園入所人数は改め てニーズ調査を行ったうえで策定を行いたいと思います。 喜名部長 一部補足をさせていただきます。先程0歳児の充足と回答させていただ きましたが、計画値との関係ですと、0・1歳児は計画値に充足されてい ません。平成31年度末までの計画となりますので。ただし現状は1歳児の 方が0歳児に比べて入所不承諾者数が多く存在しております。早急な対応 の必要性は1歳児の方が高いと判断し、1歳児以上のを定員設定で協議を 行いました。 田口委員 分かりました。1歳児を優先したとのことですね。 もう1点お聞きします。和光市内の事業所内保育事業所は、3箇所とお 聞きいたしましたが、さいたま保育園以外に地域枠設定の相談等があった 保育園はあるか教えてください。 平川 (事務局) 現在、埼玉病院のような院内保育所等を合わせ市内に4箇所ございます が、地域枠設定の申請について相談された事業所はありません。 分かりました。 田口委員 小川部会長 それでは「事業所内保育事業における認可・確認について」ご承認をい ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 各委員 【異議なし】 ありがとうございます。では、施設認可部会の検討結果として承認する 小川部会長

こととします。

次に2つ目の議題は、「和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則 の改正について」です。それでは事務局から説明をお願いいたします。

堀井 (事務局)

まず、資料 2-1の「和光市保育の必要性の認定に関する条例」と資料 2-2の「保育の必要性の認定に関する条例施行規則(改正案)」をご覧ください。入所選考に係る基準については、資料 2-1 の第 3 条保育の必要性の基準にございます。次に真ん中辺りにあります、第 3 条の第 2 項に「その保育の必要性の基準を調整することができる」と記載されております。さらに下から 16 行目の第 5 条に優先保育の基準が定められています。

続きましてこの条例を詳しく記載した、「和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則」の別表第2保育の必要性の基準の指数表があります。 現在の規則では、保育の必要性の基準の指数表のみが定められています。 これまで事務上の支障はありませんでしたが、昨今の入所に係る状況を踏まえ、さらなる情報公開を行うため保育の必要性の認定の調整についての 基準と優先保育の基準をこの規則の別表3と別表4に追加いたします。

資料 2-2 の裏面をご覧ください。上のほうにある(2)保育の必要性の基準の調整を別表 3 とし、その下の(3)優先保育の基準を別表 4 として規則に定める予定です。

本日、部会委員の皆様にご審議いただきますのは、新年度から追加予定である「保育士の子の優先入所」と「和光市民に対する配慮」についてです。詳細は齊藤から説明させていただきます。

齊藤 (事務局)

まず資料2-3「保育士の子の優先入所」についてご覧ください。1ページ目(1)平成30年4月申込者のうち保育園就労者状況(市内・市外含む)は、申込者20のうち承諾者13名、不承諾者7名となっております。

(2)「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等ならびに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(留意事項通知)は、国からの技術的助言となります。これは市町村の状況に応じて保育所の優先利用の考え方が示され、この抜粋が資料2-4となります。このうち(2)優先利用に関する基本的な考え方①~⑧については、資料2-2の保育の必要性の認定に関する条例施行規則の(3)優先保育の基準についてに既に規定されております。本通知を踏まえ今回新たに資料2-4裏面、⑨その他市町村が定める事由の下線部分の保育士の子の優先入所について、規定を設けたいと思います。

資料2-3(3)近隣自治体で保育士の子の優先入所においての規定を設

けているについては朝霞市、志木市、新座市の近隣3市と埼玉県の半分以上の自治体が保育士の子の優先入所の規定を設け実施しています。和光市は現在待機児童が発生していることから近年、民設民営保育所及び小規模保育事業所を整備を毎年のように進めています。若い保育士の勤務も多く、そうした方が結婚、妊娠、出産、育児休業からの職場復帰をスムーズに支援する必要があると考えております。そのうえで和光市の保育士の子の優先入所の規定を設けることは、和光市内の保育士確保、保育所としても安定的な保育所運営が見込め保育の質の確保に繋がると考えますので、ご提案させていただきます。

具体的な規定については、資料2-3の2ページ目の優先保育の基準の 見直し(案)をご覧ください。保護者のいずれかが保育士資格を有し、保 育に従事するものとして、市内認可保育施設において1年以上継続して勤 務(内定含む)する場合、優先指数はプラス5点加点します。以上が保育 士の子の優先入所についてです。

続きまして資料2-5和光市民に対する配慮をご覧ください。これは市外からの申し込み制限の内容となります。(課題1)として市外からの申込者数等を挙げております。平成29年4月申込者は45名、うち転入予定者30名、平成30年4月申込者は59名、うち転入予定者35名となっており、市外からの申込者が増えております。

2ページ目は(課題 2)として、(1) 0歳児の市外からの申込者数等を挙げています。平成 29年4月の申込者数は11名、入所承諾者数7名が決定しております。平成30年の申込者数は10名、入所承諾者数7名となります。(2) 和光市の0歳児の枠が市外の方の入所により埋まることになるについては、保育の必要性のある児童ならば卒園まで在園可能となります。4月入所においては、0歳児に空きが大きく生じているため、希望すれば入所がしやすい状況があります。

3ページ目は(課題3)として、市外からの申込者のうち申請取下げ・辞退をする方が多くいることです。転入予定で申し込みをしたが、和光市への転入がなくなった、他自治体の保育所入所が決まった等の理由があります。平成30年4月申込者では、31名おります。和光市保育所入所決定後に辞退をした方が10名となります。市外申込者59名のうち大半の申込者が取下げ・辞退をされた状況があります。まず市外からの申込者が増加すると自治体間の事務処理が増加し、行政コストがかかります。それ以上に入所できなかった市民の行動に影響が出ます。認可外保育施設を探す、育児休業延長手続きをしなければならない等、市民コストがかかります。

以上の課題を踏まえ、4ページ目の保育の必要性の基準の調整見直し

(案)をご覧ください。入園希望月の1日までに転入予定の方で、転入先住所等が確認できる書類がない場合、調整指数マイナス10点とします。こちらはあくまで転入予定の申し込みを拒むものではなく、和光市に転入予定が確実な場合は差を設けず選考して、確定していない方に関しては、こうした調整選考をしたいと思います。以上が事務局からの説明になります。この2点についてご議論いただきますよう、お願いいたします。

小川部会長

「保育士の子の優先入所」と「和光市民に対する配慮」の説明が終わりました。ご意見ご質問はおありでしょうか。

田口委員

まず保育士の子の優先入所に関して、平成30年4月申込者のうち不承諾者7名とありますが仮にこの7名に5点を加点した場合、何名が入所承諾になったか分かればお聞きしたいです。和光市民に対する配慮については、平成30年4月の申請取下げ者31名・入所辞退者が10名にマイナス10点を考慮したとすれば、どのような状況になったか分かればお教えください。

齊藤 (事務局)

まず1点目の「保育士の子の優先入所」に関して、不承諾者7名に加点が付いた場合、全児童が入所できると思います。

田口委員

7名全てでしょうか。

齊藤 (事務局)

はい。

小川部会長

「和光市民に対する配慮」については「保育士の子の優先入所」に比べると予測される成果は乏しいですね。

齊藤 (事務局)

「和光市民に対する配慮」については、指数で下がる部分に関する資料を持ち合せていないため申し上げれられませんが、もしこうした規定を設けたとしたら、取下げ者31名が和光市へ申請がなかった可能性があります。

田口委員

お聞きした趣旨は、保育料滞納者と同じ指数であるマイナス 10 点でどれほど抑制ができるか、妥当かどうかと思いました。申込者からしてみれば、2~3箇所の自治体に申込み比較し、最終的には他自治体が決定したので取下げするとしたら、果たしてこれがどれほど抑止力になるか判断できなかったので、お教えいただければと思います。

喜名部長

基本的に他市からの転入が確定している方は、居住者と同様に扱う自治体がほとんどで、確定していない場合は自治体によってさまざまな対応があります。確定していない場合は申請を受付ません、中には大幅に減点しますという自治体等があります。和光市の場合は近隣3市が、確定していない場合も申請受付をしないという対応はしておりませんので、近隣市から申し込みがある一方で、反対に和光市民が近隣市へ申し込みをしている場合もあります。近隣市の保育施設を使用させていただく和光市民もおりますから申請受付をしないというところまでは考えておりません。マイナス10点については、参考になるものを担当から説明いたします。

齊藤 (事務局)

まず近隣市の状況ですと志木市はマイナス 6 点、新座市はマイナス 10 点の規定を設けています。少し離れますが入間市はマイナス 40 点となっております。和光市の場合ですと資料の 2 - 2 の指数表には、父母がフルタイム就労している世帯の場合 30 点+30 点=60 点と付きます。転入する場合はマイナス 10 点のため 50 点となります。大体の入所承諾者が 60 点である状況ですが申請者の中には、父がフルタイム就労 30 点+母が求職中 10 点=40 点となり保育の必要性が比較的低い方もいらっしゃいます。ただし市外からの申込者の父母フルタイム就労で、和光市内保育所に入所できたら転入しますという方に関しては、引き続き就労状況も継続すると予測できます。和光市民でも保育の必要性が低い 40 点の世帯を下回らない 50 点で選考をするのが妥当と考えております。

田口委員

和光市民に対する配慮(課題3)のところで、市民コストがかかるとありますが、マイナス10点が抑止力として妥当でしょうか。市民と市外申込者に20~30点差があれば、市外申込者を入所承諾者とするのも一つの考えでしょうが、和光市民で保育所を競るのですから5~10点差であれば、和光市民を優先したいとのことだと思います。考えは、分かりました。

小川部会長

転入が確実であることで初めて、入所選考の競争に入れるとのことです ね。

齊藤 (事務局)

はい。

田口委員

入所辞退者 10 名は、和光市に住所を動かしたとしても辞退されたという 訳ですね。 齊藤 (事務局) 入所辞退者10名は、和光市保育施設入所が決定しましたが、転入はしま せんということです。 宇部委員 和光市に所在がある方が、和光市民ということでよろしいでしょうか。 和光市内在勤者は市民として扱いますか。 住所地が和光市の方を和光市民とします。和光市内在勤者は、和光市民 齊藤 (事務局) の選考が終了後、選考となります。 宇部委員 和光市内在勤者は、和光市民に対する配慮の対象外でしょうか。 齊藤 (事務局) 和光市民に対する配慮は、市外から転入申込者に対して調整をいたしま す。和光市民とするのは在住者となります。 田口委員 例えば転勤で4月1日から在勤予定者となる場合も含みますか。 齊藤 (事務局) この対象にはならないです。 田口委員 マイナス 10 点の対象にはならないのでしょうか。 齊藤 (事務局) 現状の選考順番としては第1に和光市在住者、第2に在勤者、第3在住・ 在勤でもない市外の方の3段階となります。転入予定者は和光市民と同等 に扱うことといたしますが、転入予定で転入先住所地が確定していない方 を調整する扱いです。和光市外から申込み在勤予定者は、和光市在住者の 選考が終了後、選考しますので調整対象外となります。 田口委員 在勤予定者は、対象外とのことですね、分かりました。 大野委員 在勤の方は、この指数表を使わないとのことですね。 齊藤 (事務局) 選考シートを基に選考いたします。 大野委員 この選考シートを使用すると、入園希望月の1日までに転入予定の方は、 不利になりませんか。要するに、転入の予定はありませんという在勤者の

方と在勤しているので今度転入をしますの場合は、転入する方は不利にな

りませんか。

齊藤 (事務局)

指数上では不利になりますが、選考順番の段階は一段階高いのです。在 勤者に対しては、指数表の9番の「入所希望月の1日までに転入予定の方 で、転入先住所等が確認できる書類がない場合」は該当しません。

大野委員

在勤の方もこの指数表を使用するのは、違和感があります。

小川部会長

在勤の方には選考順番2番目となりますからマイナス10点はしないとのことですね。入所認定基準自体が共有されていないので、分かりにくいのかもしれません。

大野委員

平成30年4月の和光市民以外の申込者数が59名のうち入所辞退者は10名でよろしいでしょうか。承諾者数25名のうちの入所辞退者10名という理解でよろしいでしょうか。念のため確認をいたししますが、和光市民の辞退者割合はいかがですか。

齊藤 (事務局)

取下げ・辞退者は全体で大体 60 名いらっしゃいます。市民・市外者各半 数ずつの割合となっています。

小川部会長

資料2-3の保育士の子の優先入所にある承諾者13名、不承諾者7名は、何歳児で計算していますか。

齊藤 (事務局)

0歳児~5歳児の合計です。

小川部会長

内訳は分かりますか。

齊藤 (事務局)

はい分かります。承諾者は0歳児4名、1歳児5名、2歳児3名、3歳 児1名、4・5歳児はゼロです。不承諾者は0歳児1名、1歳児4名、2 歳児2名、3・4・5歳児はゼロです。

小川部会長

やはり1歳児なのですね。分かりました。

田口委員

保育士の子の優先入所の対象者は、市内認可保育所保育士となりますが、 承諾者、不承諾者の中に認可外保育施設保育士は、いらっしゃいますか。

齊藤 (事務局)

把握した限りでは、いらっしゃらないです。

田口委員	分かりました。
山口女员	Jan y & Cic.
小川部会長	それでは、「和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則の改正について」ご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
小川部会長	皆様、ありがとうございました。今回の議論の結果につきましては、部会長から会長に報告することとし、事務局の方で事務手続きを進めていただきます。それでは、本日の議題はこれで終了となりますので、これにて閉会をさせていただきます。
	<u>署名人</u>
	<u>署名人</u>